

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市松任駅南地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名称	白山市松任駅南地区地区計画	
位置	白山市中町、西新町、八日市町、殿町、古城町、東新町、旭町及び相木町の各一部	
面積	約6.8ha	
地区計画の目標	<p>本地区は松任駅南側に位置し、松任駅南土地区画整理事業の施行により、道路、公園等の公共施設及び宅地の整備が行われる地区であり、都市計画道路松任金剣通り線の整備に対応して、駅北地区との有機的連携を図るとともに、交通拠点の形成や南北市街地の一体化を図ることとしている。</p> <p>また、既存の歴史・文化施設が立地する本地区は、公共公益施設も充実していることから、商業、業務を中心とした駅南中心市街地にふさわしい土地利用を図るため、建築物等を計画的に誘導し、健全な都市環境の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>地区の土地利用は、文化の創造及び交流を促進する拠点施設などが立地することから、歩行者空間の賑わい創出に寄与する、商業・業務施設を中心とし、かつ、住宅と調和のとれた土地利用を図り、本市の顔としての玄関口にふさわしい快適で賑わいのある都市環境の形成に努める。</p> <p>また、都市計画道路松任駅倉光線に面する敷地の駐車場は、出入口を集約化し、快適で安全な歩行空間の確保に努める。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和を保ちながら、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 健全な複合市街地形成のため、「建築物等の用途の制限」を定める。 2. バランスのとれたスカイライン及び街並みを形成するため、「建築物等の高さの最高限度」を定める。 3. 景観上の配慮と安全なまちづくりを推進するため、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」を定める。 4. 多数の公衆の利用に供する施設及び住宅地の出入口・通路・階段等については、高齢者や障害者を含めたすべての人々が安全かつ快適に利用できるよう、バリアフリーを推進する。

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>下記に掲げる建築物を建築し、又は用途を変更してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号、第3号及び第2条第6項各号に該当する営業の用に供するもの。 2. 倉庫業を営む倉庫 3. 自動車教習所 4. 畜舎（ペットショップを除く） 5. サイロ
		建築物等の高さの最高限度	敷地地盤面から31m
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の外壁やこれに代わる柱、屋根等の形態・意匠については、周囲の環境や地域の街並みとの調和を図るなど都市景観に配慮したものとする。 2. 建物の屋上設備や屋外設備機器等を設置する場合は、景観に配慮し、道路や周辺の敷地などから容易に望見できない構造となるよう努めるものとする。 3. 店舗等において1階部分にシャッターを設置する場合は、ショーケースやショーウィンドーを眺めることができる構造とし、閉店後の街の賑わいを喪失させないような構造とする。 4. 広告物は、法令等を遵守した上で、建物との一体化を図るとともに、街並みに調和した質の高いデザインとするよう努めるものとする。
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分に垣又はさくを設置する場合の構造は、できるだけ生け垣とし、やむをえずその他の構造とする場合は、周囲の環境を損なわないよう努めるものとする。

「区域は、計画図表示のとおり」

理 由

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)」の一部改正に伴い、変更を行う。風営法改正の趣旨を踏まえ、風営法において風俗営業の対象から除外されるものは、地区整備計画の「建築物等の用途の制限」の対象からも除外する。

地区計画において、引き続き制限の対象とするものは、風営法第2条第1項各号の統合や号ずれによるものであり、制限内容が変わらないよう配慮した上で地区計画を変更する。

併せて名称の変更があった都市計画道路名を変更する。